

6 年金・手当

1. 障害基礎年金 窓口 年金事務所 (TEL 827-1251) または窓口サービス課 (TEL 822-8235)

【対象】ア 20歳以降に初診日があり、次のすべてに該当している人

○初診日に国民年金に加入していたこと。または、60歳以上65歳未満で過去に年金制度に加入していた人。(老齢基礎年金の繰り上げ請求をしていないこと。)

○初診日から1年6カ月を経過した日(一部例外あり)において一定の障害の状態にあること。

○初診日の属する月の前々月までに一定の保険料納付要件を満たしていること。

イ 20歳になる前に初診日があり、20歳に達したとき、または20歳に達したあとにおいて一定の障害の状態にある人。(本人の所得が定められた限度額以上の場合、半額または全額の支給停止措置があります。)

※ 65歳以上の人は、原則、対象外です。

【内容】令和5年4月からの年金額は次のとおりです。

(等級の基準は障害者手帳とは異なります。)

○1級 年額 993,750 円

○2級 年額 795,000 円

【備考】ア 初診日とは、障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

イ 年金の支払いは、年6回、偶数月に各2カ月分ずつ支給されます。

ウ 窓口サービス課での相談は予約制となります。必ず最初に電話で予約してください。

2. 特別障害給付金 窓口 年金事務所 (TEL 827-1251) または窓口サービス課 (TEL 822-8235)

【対象】ア 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生(夜間通学・通信制の学生は除く。)

イ 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者

ア、イのどちらかであってなおかつ当時、任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障害に該当する人
ただし65歳に達する日の前日までに該当した人に限られます。

※ 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外です。

【内容】令和5年4月からの特別障害給付金額は次のとおりです。

(等級の基準は障害者手帳とは異なります。)

○1級 基本月額 53,650 円

○2級 基本月額 42,920 円

【備考】初診日とは、障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

【対象】原則として次の条件のすべてに該当する人

- 初診日に厚生年金に加入していたこと。
- 障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日または、1年6カ月以内に症状固定した場合はその日）において一定の障害の状態に該当していること。
- ※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。
- 初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、厚生年金または国民年金の保険料を3分の2以上の期間納めているか免除承認されていること。もしくは初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。（ただし初診日が令和8年3月31日以前で、初診日において65歳未満の場合に限る）

【内容】年金額などについては、年金事務所にお問い合わせください。

【備考】障害認定基準

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/>

※身体障害者手帳の等級とは異なります。

○年金に関するご相談・お問い合わせ・来訪によるご相談

年金事務所では、年金相談の予約制を実施し、予約のお客様を優先的にご案内しております。来訪により年金のご相談をされる場合は、予約相談をご利用ください。

[予約受付専用電話] 0570-05-4890

※050で始まる電話でおかけになる場合 03-6631-7521

※受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く）

・電話による年金に関する一般的なお問い合わせ

[ねんきんダイヤル] 0570-05-1165

※050で始まる電話でおかけになる場合 03-6700-1165

※受付時間：月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く）

4. 特別障害者手当

窓口 障害福祉課

【対象】 原則として次の条件のすべてに該当する人

- 特別障害者手当認定基準に該当すること（重度の障害が重複し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあること）。
- 20歳以上であること。
- 施設に入所していないこと。
- 病院または診療所に引き続き3カ月以上入院していないこと。
- 所得（生計維持者）が定められた限度額以下であること。

【手当額】 月額27,980円（令和5年4月1日改正。物価指数等による見直しがあります。）

【手続】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書（所定用紙）、年金証書、本人名義の預貯金通帳（コピー可）、所得証明書、個人番号（個人番号カードなど）、印鑑

【備考】 手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは、2月・5月・8月・11月の年4回、最大3カ月分を支給します。

5. 障害児福祉手当

窓口 障害福祉課

【対象】 原則として次の条件のすべてに該当する人

- 日常生活において常時の介護を必要とする状態にあること（身体障害児の場合は1級と2級の一部、知的障害児の場合は知能指数20以下程度）。
- 20歳未満であること。
- 施設に入所していないこと。
- 所得（生計維持者）が定められた限度額以下であること。
- 障害年金など、定められた年金を受給していないこと。

【手当額】 月額15,220円（令和5年4月1日改正。物価指数等による見直しがあります。）

【手続】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書（所定用紙）、特別児童扶養手当証書、所得証明書、本人名義の預貯金通帳（コピー可）、個人番号（個人番号カードなど）、印鑑

【備考】 手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは、2月・5月・8月・11月の年4回、最大3カ月分を支給します。

6. 横須賀市重度障害者等福祉手当

窓口 障害福祉課

【対象】ア 在宅重度障害者

- 1級・2級の身体障害者手帳を持っている人
- 知能指数35以下の人
- 3級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数50以下の人
- 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

イ 在宅中度障害者

- 3級の身体障害者手帳を持っている人
- 知能指数50以下の人
- 2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

※ ○障害者関係施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスに入所している人は対象外です。

○特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者は対象外です。

○平成20年7月1日以降に65歳以上で初めて身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の申請をされた人は対象外です。

【手当額】ア 重度障害者 月額 5,000円

イ 中度障害者 月額 4,000円

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、本人名義の預貯金通帳（コピー可）

【備考】手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは、2月・5月・8月・11月の年4回になります。

7. 神奈川県在宅重度障害者等手当

窓口 障害福祉課

【対象】原則として次の条件のすべてに該当する人

- 毎年8月1日現在で継続して6カ月以上県内に住んでいること。
- 身体障害、知的障害、精神障害のうち、2つ以上重度の障害者手帳等を持っていること、または特別障害者手当か障害児福祉手当を受給し、申請年度の8月分の支給を受けていること。
- 毎年8月1日の前日までの一年間、施設や病院等に引き続き3カ月以上入所または入院していないこと。
- 所得（生計維持者）が定められた限度額以下であること。
- 初めて手帳を取得した時、または特別障害者手当の受給時の年齢が65歳未満であること。

【手当額】年額60,000円

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、本人名義の預貯金通帳（コピー可）、所得証明書、個人番号（個人番号カードなど）

【備考】ア 手当は、1月に一括で支給されます。

イ 制度についてのお問い合わせは県障害福祉課（045-210-4720）まで

【対象】 次のすべての要件をみたしている保護者

- 障害のある人（※障害のある人の範囲参照）を扶養されている保護者であること。
- 神奈川県内に住んでいること。
- 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
- 特別な病気や障害がなく、健康であること。
- 障害のある人一人に対して加入できる保護者は一人のみであること。

【内容】 障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

【備考】 年金を受給する障害のある人が保護者より先に死亡した場合などは掛金の払い戻しはありません。掛金の額は加入時の保護者の年齢により異なります。障害のある人に支給される年金額は、一口につき月額20,000円です。この年金に対しては、所得税はかかりません。また、年金を受ける権利は、相続税・贈与税の対象外です。

※【障害のある人の範囲】 将来自立自活が難しいと認められる人で、知的障害の人、身体障害者手帳1～3級に該当する人、精神または、身体に永続的な障害のある人（自閉症、統合失調症、血友病など）で知的障害や身体障害の人と同程度と認められる人

【対象】 市内在住で次に該当する障害者を4月1日から6カ月以上常時介護している同居の人

- 1級・2級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数35以下の人
- 1級の身体障害者手帳を持っていて、重度の障害が2つ以上重複している人
※視覚・肢体の重度障害と他の重度障害が重複していなければならない。
- 2人以上の1級・2級の身体障害者手帳を持っている人（視覚障害または肢体不自由の1級・2級相当が含まれる手帳に限る。）、または知能指数35以下の人
- 障害の内容及び施設入所・入院などで対象とならないことがあります。
- 障害福祉サービス及び介護保険サービスの利用状況によっては、対象とならないことがあります。

【給付額】 年額40,000円

10. 特別児童扶養手当

窓口 こども給付課(TEL 822-9809)

【対象】 次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している保護者

- 日常生活において介護を必要とする程度の知的障害のあること（おおむね知能指数50以下）。
- 身体に重・中度の障害または長期にわたる安静を必要とすること（おおむね身体障害者手帳1級から3級までと4級の1部）。

【手当額】 ○重度障害 月額 53,700円
○中度障害 月額 35,760円

【手続】 診断書、戸籍謄本、預貯金通帳（申請者名義）

※ 療育手帳(A1、A2)、または一部の身体障害者手帳は、その写しを診断書に代えることができます。

【備考】 ア 次の場合には手当は受けられません。

- 保護者などの前年の所得が一定の限度額以上の場合
 - 障害児が施設に入所している場合
 - 障害児が障害を理由とした公的年金を受給している場合
 - 手当を受ける人（請求者）、対象となる児童が日本国内に住所を有しないとき
- イ 手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは4月・8月・11月の年3回、4カ月分を支給します。
- ウ 行政センターでも受け付けています。

11. 児童扶養手当

窓口 こども給付課(TEL 822-9809)

【対象】 ○満18歳の年度末までの児童（政令に定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等の父、母または父母に代わり児童を養育している人
○児童の父または母が重度の障害者である家族の父または母

※ 内科的疾患や体幹機能障害の人は、ほぼ寝たきりの人のみ

【手当額】 ○全部支給者 月額 44,140円
○一部支給停止者 月額 44,130円～10,410円

※ 対象児2人目は10,420円～5,210円
3人目以降は1人につき6,250円～3,130円を加算

【手続】 戸籍謄本、預貯金通帳（申請者名義）、その他必要書類（要件により異なります。）

【備考】 ア 保護者などの前年の所得が一定の限度額以上の場合には手当が支給されません。

- イ 手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは1月・3月・5月・7月・9月・11月の年6回2カ月分を支給します。
- ウ 行政センターでも受け付けています。

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)		補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合
	在胎週数が32週以上で出生体重が1,400g以上、または在胎週数が28週以上で所定の要件を満たすこと	在胎週数が28週以上であること
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること	
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること	
		総額 3,000万円

※ 補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※ 詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、

もしくは産科医療補償制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>) をご参照ください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）